

《審判委員会規定》

1. 目的

本連盟規約第4条（事業）に定められた競技・審判に関する業務を行う。
公認審判員制度を統轄し、その運営に当たる。

2. 委員の構成

次の委員を置く。

- (1) 委員長：1名
- (2) 副委員長：3名（各ブロックより）
- (3) 委員：若干名
- (4) 相談役：若干名

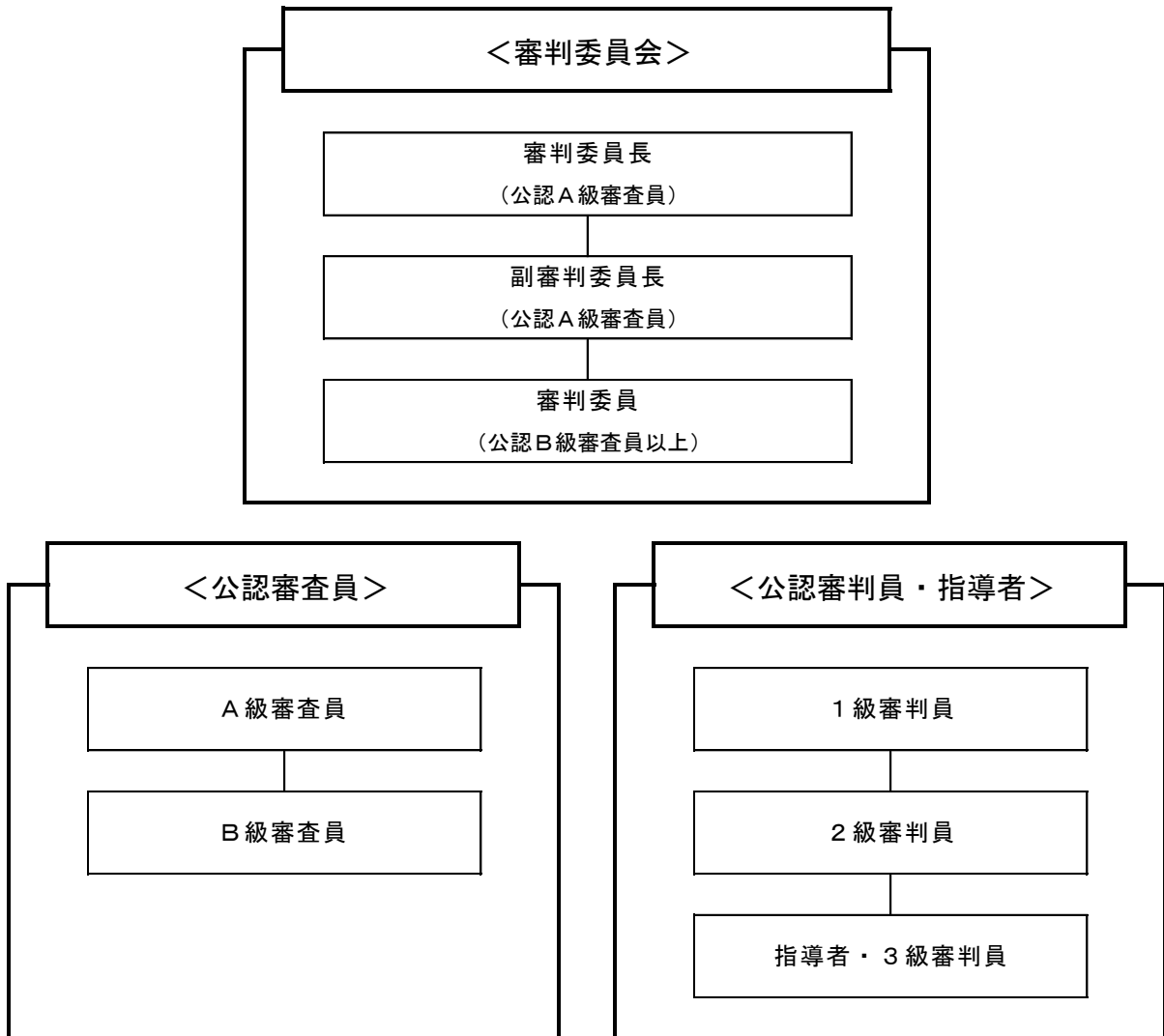
3. 審判委員の選出

- (1) 委員長は、理事長が推挙し、理事会に諮る。
- (2) 副委員長は、各ブロックで推挙し、委員長の承認を得る。
- (3) 委員は、各ブロックで選出する。
- (4) 委員及び審査員の審査権を別に定める。
- (5) 必要に応じ、相談役を置くことができる。
- (6) 上記いずれの役職とも、任期は、日本連盟役員と同じとする。

4. 公認審査員及び公認審判員並びに公認指導者について

「審判委員会規定の詳細」により、日本連盟公認審判員制度の規定に基づき、審査員・1～3級審判員資格の認定審査を行う。なお、3級審判員の認定証は「指導者・3級審判員」とする。

≪ 審判員制度の組織図 ≫



2013年4月制定
2015年4月改正
2018年4月改正
2019年4月改正
2020年10月改正
2021年4月改正
2022年4月改正

《審判委員会規定の詳細》

＜公認審査員及び指導者・審判員資格に関すること＞

1. 検定について

(1) 審査員の審査権

対象者 \ 審査権	A級審査員	B級審査員
公認 A 級審査員	○	×
公認 B 級審査員	○	×
公認 1 級審判員	○	○
公認 2 級審判員	○	○
公認指導者・3 級審判員	○	○

(2) 審査及び認定

- ① A 級・B 級審査員及び 1・2 級審判員は、一定の選出基準（別表）により審査する。
- ② 指導者・3 級審判員資格は、養成講習会を受講することにより取得することができる。
- ③ 審査・認定・発行までの手続きは、以下の通りとする。

A 級審査員	推挙の条件	B 級審査員を、概ね 2 年以上の活動経験があり、審判員の審査及び全国大会や公認ブロック大会での実績がある者。
	認定	① 2 名以上の A 級審査員による推挙。 ② 審判委員会で承認された者。
	手続き	① 審判委員長は、理事長に報告（A 級への推挙状＝様式 A）する。 ② 審判委員長は、該当者と発行日を審判委員会事務局に通知する。 ③ 審判委員会事務局は「名簿の更新」と「認定証を作成」し、各ブロックの指定された部署に送付する。 ④ 各ブロックの指定された部署は、認定通知書を添えて本人に届ける。
B 級審査員	推挙の条件	1 級又は 2 級審判員としての活動経験があり、全国大会や公認ブロック大会で審判員の経験がある者。
	認定	① A 級審査員 2 名以上（B 級審査員を含むことができる）による推挙。 A 級審査員による審査の結果、合格者をブロック長に推挙（B 級認定推挙状＝様式 B）し、ブロック長の承認を得て決定する。
	手続き	① ブロック長は、審判委員長に報告する。 ② 審判委員長は、該当者と発行日を審判委員会事務局に通知する。 ③ 審判委員会事務局は「名簿の更新」と「認定証を作成」し、各ブロックの指定された部署に送付する。 ④ 各ブロックの指定された部署は、認定通知書を添えて本人に届ける。

1 級審判員	受験条件	2 級資格取得後、原則 2 年を経過する者。
	審査・認定	2 名以上の公認審査員（所属協会以外の審査員を含む）の審査により、規定の審査基準に合格した者。（概ね全国大会での審判が可能）
	手続き	① 審査員は、合格者を審判委員会事務局に報告する。 ② 審判委員会事務局は「名簿の更新」と「認定証を作成」し、各ブロックの指定された部署に送付する。 ③ 各ブロックの指定された部署は、認定通知書を添えて本人に届ける。
2 級審判員	受験条件	3 級・指導者資格取得後、原則 1 年を経過する者。
	審査・認定	2 名以上の公認審査員の審査により、規定の審査基準に合格した者。（概ね全国大会での審判が可能）
	手続き	① 審査員は、合格者を審判委員会事務局に報告する。 ② 審判委員会事務局は「名簿の更新」と「認定証を作成」し、各ブロックの指定された部署に送付する。 ③ 各ブロックの指定された部署は、認定通知書を添えて本人に届ける。
指導者・3 級審判員	受験条件	なし。
	認定	普及委員会及び県等協会が実施する「卓球バレー指導者養成講習会」（講義＝1 時間以上、実技研修＝2 時間以上）を受講し修了した者とする。
	手続き	① 修了した者は、所定の様式（「公認指導者・3 級審判員」登録申請書）に記入して講習会主催者（普及委員会及び県等協会）に提出する。 ② 講習会主催者は、「認定証を作成」し認定通知書を添えて本人に届ける。

<A 級審査員の認定>

- (1) B 級審査員を、概ね 2 年以上の活動経験があり、審判員の審査及び全国大会や公認ブロック大会での実績がある者で、A 級審査員 2 名以上（B 級審査員を含むことができる）の推挙により、審判委員会で承認された者。
- (2) 審判委員長は、理事長に報告（A 級への推挙状＝様式 A）する。
- (3) 審判委員長は、該当者と発行日を審判委員会事務局に通知する。
- (4) 審判委員会事務局は「名簿の更新」と「認定証を作成」し、ブロック事務局に送る。
- (5) ブロック事務局は、認定証を既定のシートに印刷し、認定通知書を添えて本人に届ける。

<B 級審査員の認定>

- (1) 1 級又は 2 級審判員としての活動経験があり、全国大会や公認ブロック大会で審判員の経験がある者で、A 級審査員による審査の結果、合格者をブロック長に推挙（B 級認定推挙状＝様式 B）し、ブロック長の承認を得て決定する。
- (2) ブロック長は、審判委員長に報告する。
- (3) 審判委員長は、該当者と発行日を審判委員会事務局に通知する。
- (4) 審判委員会事務局は「名簿の更新」と「認定証を作成」し、ブロック事務局に送る
- (5) ブロック事務局は、認定証を既定のシートに印刷し、認定通知書を添えて本人に届ける。

<1 級審判員資格の認定>

- (1) 2 級取得後原則 2 年を経過する者で、2 名の審査員により、規定の審査基準に合格した者で、審判委員会が認めた者。（概ね全国大会での審判が可能）
- (2) 審査員は、合格者を審判委員会事務局に報告する。
- (3) 審判委員会事務局は「名簿の更新」と「認定証を作成」し、各ブロックの指定された部署に送付する。

(4) 各ブロックの指定された部署は、認定通知書を添えて本人に届ける。
 <2級審判員資格の認定> (1) 指導者・3級審判員資格取得後、原則1年を経過する者で、2名の審査員により、規定の審査基準に合格した者で、審判委員会が認めた者。(概ね全国大会での審判が可能)

(2) 審査員は、合格者を審判委員会事務局に報告する。

(3) 審判委員会事務局は「名簿の更新」と「認定証を作成」し、各ブロックの指定された部署に送付する。

<指導者・3級審判員資格の認定>

(1) 資格の取得

審判・普及委員会及び県等協会は「卓球バレー指導者養成講習会」を開催し、B級審査員以上が講師を務める講義=1時間以上、実技研修=2時間以上)を受講・修了した者とする。

(2) 講義内容

「卓球バレーのあゆみ、現在の普及状況、今後の展望、競技規則等」を講義する。

(3) 実技内容

① ゲームのやり方及び競技規則の説明を受けながら、コートに着席して行う。

② ジャッジの練習

競技規則集のハンドシグナルイラストを見ながら、笛による合図、ポイントのコール、判定(宣告・ハンドシグナル)の練習をする。

講師の合図とともに、「笛による合図・ポイントのコール(声とハンドシグナル)・ジャッジ(声とハンドシグナル)」の練習を実施する。

③ 主審・副審の練習

ゲームの実際を想定した形式で行う。(審判員ハンドブックによる)

3. 認定と交付・再発行について

(1) 認定について

「日本連盟審判委員会規定の詳細(別表)」による。

(2) 交付について<事務局の業務>

① 認定証の作成。(顔写真は、変更ない場合は同じものを使用する。)

「認定通知書」を同封してブロック事務局に送付する。

② 各ブロックの指定された部署に「更新名簿」を送付する。

③ 審判委員長に「更新名簿」を送付する。(報告)

(3) 再発行について

① 各ブロックの指定された部署を通じて、審判委員会(事務局)に申請する。

② 認定証(再発行)を審判委員会事務局から直接本人に郵送する。

③ 再発行手数料として1,000円を、再発行を受けた者が日本連盟に振り込む。

(ア) 審査員と1・2級は、日本連盟に納める。

(イ) 3級及び指導者は、各都道府県協会に納める。

<認定と手続きについて>

A級審査員	B級審査員	1級審判員	2級審判員	3級・指導者
2名以上のA級審査員の推挙(様式A)により、審判委員会で審議し決定する。	2名以上の審査員(A級1名を含む)がブロック長に推挙(様式B)し、ブロック長の承認により決定する。	2名以上の審査員の審査により決定する。 (所属協会以外の審査員を含む)	2名以上の公認審査員の審査により決定する。	審査員による「卓球バレー指導者・審判員養成講習会」を受講することにより取得できる。

<p>【審判委員長】 ↓ 【審判委員会事務局】</p>	<p>【ブロック長】 ↓ 【審判委員長】 ↓ 【審判委員会事務局】</p>	<p>【審査員】 ↓ 【審判委員会事務局】 ↓ 【審判委員長】</p>	<p>【審査員】 ↓ 【審判委員会事務局】 ↓ 【審判委員長】</p>	<p>【都道府県協会】 ↓ 【普及委員会】 ↓ 【所属事務局】 ↓ 【審判委員会事務局】 ↓ 【審判委員長】</p>
-------------------------------------	---	---	---	--

<審判委員会事務局の職務>

- ① 審判員・審査員名簿の更新
- ② 認定証の作成と郵送（2級以上）
- ③ 必要に応じて所属協会事務局への通知（2級以上）
- ④ 審判委員長への報告
- ⑤ 年間登録料納入の確認
- ⑥ 理事長への報告（年度末）

<選出基準及び登録料等一覧>

	選出基準	受験料			
		年間登録料	日本連盟	ブロック	地方協会
公認 A 級審査員	2名以上の A 級審査員の推挙により、審判委員会で審議し決定。	5,000 円	3	1	1
公認 B 級審査員	2名以上の A 級審査員（B 級を含むことができる）がブロック長に推挙し、ブロック長の承認により決定。	5,000 円	3	1	1

	受験規定 検定（受講）科目					
1 級審判員 （日本連盟公認）	受験資格は、2 級取得後原則 2 年を経過した者。 実際の競技審判中に、1 級審査基準表により 2 名以上の公認審査員が審査により決定。	1,000 円	1	1	1	
		3,000 円				
2 級審判員 （日本連盟公認）	受験資格は、指導者（3 級）取得後原則 1 年を経過した者。 実際の競技審判中に、2 級審査基準表により 2 名以上の公認 A 級又は B 級審査員の審査により決定。	1,000 円	0	1	1	
		2,000 円				
卓球バレー指導者 （=3 級審判員）	審査員による「卓球バレー指導者・審判員養成講習会」を受講。 講義：1 時間以上 実技：2 時間以上	1,000 円 永年資格	0	0	1 （発行者）	
					1,000 円 1,000 円	1 （発行者）

<公認審査員・審判員（2級以上）の年間登録料納入について>

- (1) 会員（団体）は、登録者の人数分を一括してブロックに納入する。
- (2) ブロックは、一括して（未徴収であっても）当該年度の 5 月末までに日本連盟に納入する。

4. 認定証について

(1) ロゴマーク

英文字と漢字を省く。(JTVFのみ)

(2) 記号及び番号

頭から、A級審査員＝「A」、B級審査員＝「B」、1級審判員＝「1」、2級審判員＝「2」、指導者（3級）については、普及委員会公認＝□□、地方協会公認＝□□。

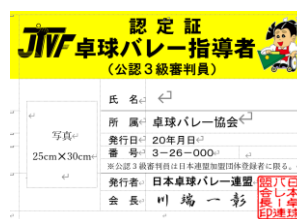
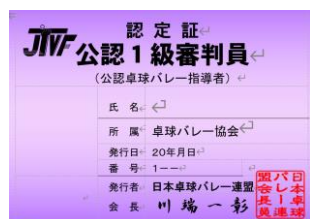
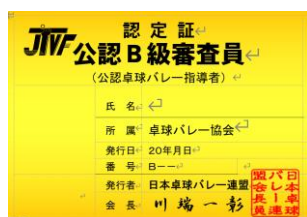
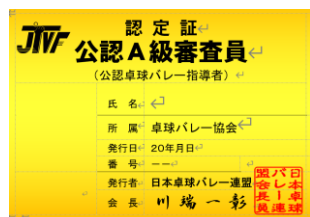
次に、「都道府県番号」、次に通し番号（4桁）とする。

〔例〕：公認2級審判員の場合 北海道「2-01-0001」、京都「2-26-0001」、大分「2-44-0001」

(3) 形状・寸法等

縦69mm×横97mm、顔写真付き、ホルダー（首かけタイプ）

※寸法（一回り大きく）及び表記内容（氏名を大きく）を、2016年4月より変更



＜指導者・3級認定証について＞

1. 審判委員会が加盟協会に委託して実施する。

(1) 講習会の名称

「卓球バレー指導者・審判員養成講習会」とする。

(2) 認定証の作成（印刷・発行・発送）について

講習会を開催する協会で作成できない場合、また未加盟県は、ブロック内の作成できる協会に依頼する。

＜認定証の作成＞

	作成者	対象府県
東ブロック	加盟協会	自県
	ブロック事務局	作成依頼があった県
中ブロック	京都協会	京都府・滋賀県
	福井県・富山県・和歌山の各協会	自県
	ブロック事務局	上記5府県以外
西ブロック	ブロック事務局	全県

2. 発行に関わる費用について

(1) 受講料（1,000円）と登録料（1,000円）は、発行する協会に帰属することを基本とする。

他県から依頼を受けて作成（印刷・発送）する協会には、審判委員会から別に定めた規定額（交付金）を負担する。

＜交付金の計算式＞

用紙1枚（8人分）につき300円をベースとし、1人あたり100円とする。

【計算例】

	用紙1枚（8人分）=300円	1人分=100円	合計
1人	1枚×300円=300円	1人×100円=100円	400円
2人	1枚×300円=300円	2人×100円=200円	500円
8人	1枚×300円=300円	8人×100円=800円	1,100円
9人	2枚×300円=600円	9人×100円=900円	1,500円
10人	2枚×300円=600円	10人×100円=1,000円	1,600円

(2) 未加盟府県の受講者については所属をブロック付きとし、受講料と登録料はブロックが預かり、用途（以下例）についてはブロックに委ねられる。

〔例1〕未加盟府県が協会を設立し加盟した時に、その協会に戻す。

〔例2〕他府県から講師を依頼した場合、講師料・旅費等として支払う。

3. 印刷について

(1) 審判委員会が指定する統一したフォームを使用する。

(2) 出力用紙は、エイワン（A-one）マルチカード（A4判・2列4段・10シート入り）品番51215を使用する。

日本卓球パレー連盟公認 級審判員 認定用チェックシート

県名		氏名		顔写真	認定料 (1,000円)
	※県協会からの推薦が必要です。			※確認したら○で囲むこと。	
大会名	〔地区公認大会〕				No. 1
期日	年 月 日 ()	会場			
対戦カード	主審・副審	対			
	主審・副審	対			

総合評価			○印
A	冷静かつ的確に判定ができ、審判技術も高く、将来性も認められる。		合
B	良いできであった。審判員として活動ができる力が認められる。		
C	やや不十分であるが、潜在的な能力もあり、将来性も認められる。		
D	基本的なことができていない。審判員として活動は難しい。		否
E	審判員としての心構えが不十分で、審判員としての資質に欠ける。		

項目評価		
優れている項目に○、平均的な項目に△、改善を要する項目に×を記入。		〔メモ欄〕
1. 基本事項		
①	時間管理等、試合はスムーズな行われていたか。	
②	コートや用具の点検や安全確認は確実に行われていたか。	
③	打ち合わせは適切に行われていたか。	
④	審判員としての服装や持ち物の不備等はなかったか。	
2. 競技規則の理解		
①	競技規則が理解できているか。	
②	的確な判定ができているか。(見落としはないか?)	
③	笛(ファウルの判定)がしっかり吹けているか。	
④	競技者に対して必要に応じた説明等は出来ているか?	
3. 合図(主審)		
①	笛や合図のタイミングは適切であったか。	
②	笛の音(強弱・音色)、合図や声は明瞭であったか。	
4. コーポレーション		
①	副審とアイコンタクトがとれていたか。(主審)	
②	主審の見えないところへの援助ができていたか。(副審)	
③	主体性をもって運営できているか。	
5. 審判としての資質		
①	会場での行動は適切であったか。	
②	審判員としての意欲は感じられるか。	
③	態度は毅然としていたか。	
④	選手への思いやりや配慮が感じられたか。	

アドバイス	

認定番号	No.
------	-----

記入者署名	
確認者署名	

※公認審判員証を個別に送付する場合は、送付先を裏面に記入すること。(それ以外は、県協会へ送付します)

【様式 A】

公認 A 級審査員への昇級認定者の推挙状

<申請先> 日本卓球バレー連盟 審判委員会
委員長 箕 島 英 二 様

申請日	20 年 月 日			
推 挙 者 (A 級審査員)	_____卓球バレー協会		_____卓球バレー協会	
	_____卓球バレー協会		_____卓球バレー協会	
被 推 挙 者	フリガナ	男・女	生年月日	年 月 日生
所属団体名				
現在の資格	B 級審査員・1 級審判員・2 級審判員・指導者		取得年月日	20 年 月 日
推挙の理由				

【様式 B】

公認 B 級審査員への昇級認定者の推挙状

< 申請先 > 日本卓球バレー連盟
 _____ブロック長 _____様

申請日	20 年 月 日			
推 挙 者 (審査員氏名)	A 級審査員			
	A 級・B 級 審査員			
	A 級・B 級 審査員			
被 推 挙 者	フリガナ	男・女	生年月日	年 月 日生
所属団体名				
現在の資格	1 級審判員 ・ 2 級審判員 ・ 公認指導者	取得年月日	20 年 月 日	
推挙の理由				

【様式 1・2】

日本卓球バレー連盟「公認1・2級審判員」登録申請書

提出先：日本卓球バレー連盟 審判委員会 委員長

申請日	20 年 月 日	
申請級	1 級 ・ 2 級 （申請該当級に○印を付ける）	
氏 名	ふりがな	
住 所	〒 _____	
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）	男・女
電 話		
FAX		
メール アドレス	パソコン	
	ケータイ	
職場名 学校名	学部等専攻_____	
備 考		

【様式3】

日本卓球バレー連盟「公認指導者・3級審判員」登録申請書

提出先： _____ 都道府県卓球バレー協会

申請日	20 年 月 日	
氏名	ふりがな	
住所	〒 _____	
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）	男・女
電話		
FAX		
メールアドレス	パソコン	
	ケータイ	
職場名 学校名	学部等専攻 _____	
備考		

(5) 認定証の送付と通知文

認定証に通知文を添えて本人に渡す。

公認審査員・審判員 各位

日本卓球バレー連盟
審判委員会

認定証の送付について

平素は卓球バレー普及活動にご尽力をいただき誠にありがとうございます。

ここに新しい公認審査員の認定証をお送りします。

大会で審判員、また講習会等で卓球バレーの指導をしていただく際、名札として首から吊るしてお用ください。名札は裏返りやすいので、クリップを服に挟んでいただいて使用していただきますようお願いいたします。

卓球バレーの普及活動、また大会での審判員としてのご支援とご協力をいただくことをお願い申し上げますと共に、貴殿のご健勝とご活躍をお祈りいたします。

(6) 認定証のロゴマークの使用について

タイプ④を使用する。

